

副 本

令和5年（ネ）第720号 損害賠償請求控訴事件

控訴人 （原審原告） 榎本 清

被控訴人（原審被告） 東大和市

答 弁 書

令和5年3月29日

（第1回期日：4月12日）

東京高等裁判所民事第20部い係 御 中

〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番30号

サウスヒル永田町9階

東京平河法律事務所（送達場所）

被控訴人訴訟代理人弁護士 橋 本



上記復代理人弁護士 羽 根 一



電 話 03-3595-4160

FAX 03-3595-4170

第1 控訴の趣旨に対する答弁

- 1 本件控訴を棄却する
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする
との判決を求める。

第2 被控訴人の主張

- 1 原判決は、「館長が、本件チラシに関し、「認められない」「これはだめだよ」などと発言した事実」は認められない、館長が「原告に修正を強要したと」は認められない、館長が原告に本件記載部分の修正を求めた判断に「不合理なものであったということもできない」として、「原告が、館長の前記対応を強制的に受け止めたとしても、これをもって、国家賠償法上違法な行為であり、原告が損害を受けたとは認められない」とするものであり（原判決4頁）、その結論及び理由は正当である。

以下、このことについて理由を述べる。なお、略語は原判決のそれによる。

- 2 控訴人が、本件チラシを配置するように求め、本件チラシを提出したこと、館長が、控訴人に対し、本件チラシの本件記載部分について修正を求めたこと、控訴人は、館長と30分程度やり取りした後、本件チラシを持ち帰ったこと、翌日、控訴人は本件記載部分を修正した本件チラシを持参して配置を求めたこと、館長は、これを受け取り、本件公民館の文書ラックに配置したことは、原判決2頁のとおりである。

これに対して、控訴人は、館長が本件チラシの受取りを拒否したとし、そのことが行政手続法7条に違反する（控訴理由書2～4頁）とか、館長が本件記載部分の修正を強要したとし、そのことが憲法21条1項に違反する（控訴理由書4～7頁）などと主張するが、館長は、本件記載部分の修正を依頼したのであり（なお、このことが不合理といえないことは、原判決4頁のとおりである。）、受取りを拒否したのでも、修正を強要したのでもないから、控訴人の主張は前提を欠くものである。

控訴人は、受取りを拒否したこと、修正を強要したことの根拠として、館長が「認められない」「これはだめだよ」と発言したと主張するようであるが（控訴理由書3頁。なお、修正を依頼したことが、直ちに受取りを拒否したり、修正を強要したことにはならないから、「控訴人が書き換えの必要性はないと館長に反論し、その意思もないことを告げた」後の

出来事として主張する趣旨と思われる。)、館長がそのような発言をしていないことは原判決の認定するとおりであり(原判決4頁)、受取りを拒否したとも、修正を強要したとも認められない。

また、控訴人は、30分程度やり取りをしたのみで、本件チラシを持ち帰り、翌日には、本件記載部分を修正した本件チラシを持参したのであり(しかも、控訴人が主張するように、館長の修正依頼は「控訴人がこれに従う義務がない」(控訴理由書3頁)ものであり、任意に応じる意思が全くないのであれば、本件チラシを置いて帰ることもできた。)、この経緯からも、受取りを拒否したとも、修正を強要したとも認められない。

- 3 以上のとおり、控訴人の主張に理由がないことは明らかであり、本件控訴は棄却されるべきである。

第3 控訴人の2023年2月20日付証拠申出書について(意見)

館長に対しては、すでに行政不服審査手続において、控訴人が「事実近接する重要な場」(控訴理由書2頁)であったとする口頭意見陳述(行政不服審査法31条1項。控訴人(申立人)による館長に対する尋問が行われていることについては同条5項参照)が実施されており、その結果が甲9号証として提出されている。

そうすると、控訴人の証拠申出は、同じことを繰り返すことになるにすぎず、必要性がないと思料する。

以 上